2　被害者に重大な過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができることとした。（第四条の二関係）

3　原子力事業者及びその従業員又はその遺族に対し災害補償給付を支給した者は、他に原子力損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるとき（当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限る。）は、その者に対して求償権を有することとした。（第五条第一項及び附則第四条第二項関係）

4　原子力損害賠償責任保険契約の解除の制限

㈠　原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）の保険者は、責任保険契約を解除しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこととした。（第九条の二第一項関係）

㈡　文部科学大臣は、㈠の規定による届出を受理したときは、その旨を当該責任保険契約の被保険者に通知しなければならないこととした。（第九条の二第二項関係）

㈢　責任保険契約の解除は、文部科学大臣が当該解除に係る㈠の規定による届出を受理した日から起算して九〇日の後に、将来に向かってその効力を生ずることとした。（第九条の二第三項関係）

㈣　核燃料物質等の運搬に係る責任保険契約については、保険者は、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができないこととした。（第九条の二第四項関係）

㈤　㈢及び㈣の規定に反する特約で被保険者に不利なものは、無効とすることとした。（第九条の二第五項関係）

二　原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正関係

核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償補償契約については、政府は、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができないこととした。（第一六条関係）

三　この法律は、原子力損害の補完的な補償に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第一三五号）（防衛省）

一　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正関係

1　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び生徒の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定することとした。（別表第一、別表第二、第二四条の二第二項、第二五条第二項及び第二五条の二第二項関係）

2　営外手当の月額を六、三五〇円に引き上げることとした。（第一八条第二項関係）

3　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一七〇に引き上げることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正関係

1　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定することとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び一二月期の期末手当の支給割合をそれぞれ一〇〇分の一五五とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

三　この法律は、公布の日から施行し、一の1及び2については、平成二六年四月一日から適用することとした。ただし、二の規定は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇まち・ひと・しごと創生法（法律第一三六号）（内閣官房）

1　総則

㈠　目的

この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　基本理念

まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならないものとした。（第二条関係）

(1)　国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。

(2)　日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。

(3)　結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。

(4)　仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。

(5)　地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。

(6)　(1)から(5)までに掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。

(7)　(1)から(6)までに掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

㈢　国等の責務

国及び地方公共団体の責務を規定することとした。（第三条及び第四条関係）

㈣　事業者等の努力

事業者及び国民の努力を規定することとした。（第五条及び第六条関係）

㈤　法制上の措置等

国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとした。（第七条関係）

2　まち・ひと・しごと創生総合戦略

政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとした。（第八条関係）

3　都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

㈠　都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、都道府県の区域の実情と創生総合戦略（当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画をいう。以下同じ。）を定めるよう努めなければならないものとした。（第九条関係）

㈡　市町村（特別区を含む。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画をいう。）を定めるよう努めなければならないものとした。（第一〇条関係）